

○金融庁告示第四十号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の七の三第六号及び証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）第十三条第三号に規定する金融庁長官が指定する一の認可金融商品取引業協会は、日本証券業協会（昭和四十八年七月一日に社団法人日本証券業協会という名称で設立された法人をいう。）とし、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

金融庁長官 三國谷勝範